

地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定

一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県電業協会（以下「乙」という。）との基本協定（以下「基本協定」という。）第6条の規定により、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する県立都市公園等の電気設備、電気器具または配線（以下「電気設備」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との細目事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害業務を施行する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の会員以外の電気工事業者に対しても必要と認められた場合は、協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、災害の発生が予想される場合の用員の配置、並びに災害発生後における県立都市公園等の電気設備の損壊箇所等の被害状況把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（対象施設）

第4条 甲は、本協定に係る対象施設をあらかじめ定め、別紙「災害応急業務対象施設一覧」により乙に報告するものとする。

なお、対象施設に変更が生じた場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、甲と協議のうえ、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登録されている者の中から定め、「実施体制表」としてあらかじめ甲に報告するものとする。

なお、「実施体制表」に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ、災害応急業務を実施する施設等に関する施工業者をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生した場合には、施工業者の変更ができるものとする。

（出動要請）

第6条 甲は、乙または施工業者に対し第3条の業務を施行するための出動を電話等により要請するものとする。

（実働計画）

第7条 乙は、災害に的確に対応するため、甲の指示により災害応急業務を施行するものとする。また、災害の発生が予想される場合及び災害発生時においては、特に迅速かつ的確に対応するため、別紙「災害応急業務対象施設一覧」に基づきあらかじめ施設ごとに施工業者を定め施行するものとする。

（応急措置・応急復旧工事）

第8条 第6条により応急措置・応急復旧工事を実施する施工業者は、甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、第8条により応急措置・応急復旧工事を指示したときは、速やかに乙または施工業者と災害応急業務に係る契約を締結するものとする。

（資機材等の提供）

第10条 乙、または施工業者は、災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の確保に努めなければならないものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し建設資材等を提供するものとする。

（完了報告）

第11条 乙は、施工業者が災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに「災害応急業務完了報告書」（様式-1）により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく「災害応急業務完了報告書」を提出するものとする。

（費用の積算）

第12条 災害応急業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

（費用の精算）

第13条 甲は、災害応急業務に要した費用については、乙または施工業者の「災害応急業務内容報告書」（様式-2）に基づき乙または施工業者と協議のうえ、変更契約を締結し、変更契約に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第14条 第2条の規定により、災害応急業務に従事した者が死亡、負傷、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の、本人またはその遺族若しくは、被扶養者に対する損害賠償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」を適用するものとする。

(協定の期間及び更新)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、期間満了の30日前までに甲または乙が、それぞれの相手方に文書をもって、この協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されたものとする。なお、平成27年度においては協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする

平成28年2月1日

甲 千葉市中央区備前町3番1号
一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長 塚 稔

乙 千葉市中央区中央1-13-1
一般社団法人千葉県電業協会
会長 嵐 治美